

## 入札監理小委員会における審議結果報告書 政府所有米穀の販売等業務

農林水産省の「政府所有米穀の販売等業務」について、当該民間競争入札実施要項（案）を小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

### 1. 事業の概要

#### （1）事業の概要

##### ○事業概要及び目的

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 29 条及び第 30 条に基づき令和 3 年度に政府が買入を行った政府所有米穀（SBS（売買同時契約）方式により輸入された米穀を除く）の販売、保管、運送等の一連の業務

##### ○事業期間

令和 3 年 4 月以降から令和 9 年 3 月末（6 年間）

##### ○選定の経緯

- ・事故米不正転売事件の発生を踏まえ、政府が所有する米の販売等業務に係る民間委託に当たっては、特に公正な競争条件による入札がなされる必要があるとの観点から、第 10 回公共サービス改革小委員会（平成 22 年 3 月 24 日）による農林水産省からのヒアリングを経て、平成 22 年度基本方針において選定。
- ・平成 28 年度、1 期目（平成 23 年度契約分）の評価を行い、平成 29 年度契約分より新プロセスへ移行。
- ・令和元年法令遵守等に課題が認められ、現行プロセスに戻して継続。
- ・第 4 期目の事業評価（令和 2 年 5 月）において、法令違反等はなく、「本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ. 1.（1）の基準を満たすことが見込まれており、平成 28 年度事業（平成 28 年 4 月～令和 4 年 3 月 31 日）評価の経過が順調であれば、審議を行わず、終了プロセスに移行することが適当である」とされた。

### 2. 事業評価を踏まえた対応について

#### （1）課題

##### ○法令違反事案について

平成 30 年 4 月、受託事業体から保管業務を委託されていた一部倉庫において、鼠害等の被害を報告せず、袋を詰替えた上で、偽造した農産物検査証明印を押印していた事案が発生した。

本事案を受け、当該受託事業体及び当該保管業務の再委託を受けた法人は、平成30年度中に政府米を保管する全ての倉庫に対し、第三者による抜き打ち検査を導入することを主な内容とする再発防止策を講じるとともに、農林水産省においても令和元年度から緊急的に別調達にて契約を行った第三者機関による抜き打ち検査を導入することを主な内容とする再発防止策を講じて対応してきたところ（第4期目事業評価において実施府省から報告）。

## （２）今後の対応

### ○実施要項に実施状況を確認する規定の追記

第三者による再委託先への監査を恒常的に運用するための体制を構築（第1の2の(8)等）

今後、事業全体として、第三者による監査（確認）を恒常的に運用していくにあたって、効率的に実施するため、「政府所有米穀販売等業務運営協議会」を設け、受託事業者間の情報共有及び第三者機関による監査体制構築を行う予定。

（詳細については、仕様書にて規定。再委託先が、適正に業務を遂行しているかどうかの監査について、第三者機関に委託することを受託事業者に義務付け、客観的評価を受ける体制を構築し、円滑に事業が進むよう実施体制を変更予定。）

## 3. その他修正箇所

### （１） 時点修正

### （２） 食事提供団体及び食材提供団体（子ども食堂等）への発送荷受の業務の追加（第1の2の(4)の④等）

## 4. 実施要項（案）の審議の結果について

実施要項（案）について特段の修正意見はなかったが以下の点について、確認が行われた。

【確認】企画提案書等で、第三者機関、政府所有米穀販売等業務協議会の運営内容等の評価等を行うのか。

【回答】業務仕様書において参加を義務づけており、企画提案等を受け評価するものはない。国で示した基準に従って、第三者機関の募集、業務計画の策定、政府所有米穀販売等業務協議会の運営等を行うものである。

## 5. パブリックコメントの対応について

令和3年1月15日（金）から1月28日（木）のまでに意見招請を行った結果、2通の意見があったところ、入札参加資格に関する意見（1件）、入札実施方法に関する意見（1件）があったが、実質的に実施要項案を変更するような意見はなかった。